

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	雇用促進税制の創設				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>「新成長戦略の実現に向けた3段階の経済対策」（9月10日閣議決定）を踏まえ、雇用を促進する観点から、企業の税負担を軽減する措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="874 862 1489 958"> <tr> <td data-bbox="874 862 1225 958">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1225 862 1489 958">精査中 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	精査中 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	精査中 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定） ステップ3 平成23年度の対応 新成長戦略の本格実施 (2) 雇用促進等のための企業減税 新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 01) 産業人材
		政策の達成目標	新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項       </p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	-
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	-
	<p>前回要望時の達成目標</p>	-
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	-
<p>これまでの要望経緯</p>		-